様式第2号

補助金交付決定通知書

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

産山村長

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった平成　　年農業振興推進事業費補助金については、産山村農業振興推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

1　補助金交付額　　金　　　　　　　　　　円

2　交付条件等

（1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、村長の承認を受けなければならない。

（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、村長の承認を受けなければならない。

（3）当該補助事業に係る帳簿類を整備し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（4）次の場合には補助金の全部若しくは一部を返還すること。

ア　虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　取得した財産を処分したとき。

エ　施設の耐用年数期間中に事業を中止したとき。